

税務署からののお知らせ

問い合わせ／熊谷税務署 (☎521・2905)へ。

タックスアンサーをご利用ください!

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

○タックスアンサーへのアクセス方法

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)、または次のアドレスからご利用ください。

- ・パソコンはwww.nta.go.jp/taxanswer
- ・携帯電話はwww.nta.go.jp/taxanswer/phone/



携帯サイトは、こちらのQRコードからもご覧いただけます。
※一部機種ではご利用できません。

○電話相談センターのご案内

国税庁では、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を、各国税局(国税事務所)設置の「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署(熊谷税務署(☎521・2905))へ電話し、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

所得税・贈与税の確定申告はe-Taxをご利用ください!



e-Taxのメリット(所得税の申告)

◆国税庁ホームページから電子申告ができます

自宅から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで電子申告ができます。

◆最高3,000円の税額控除が受けられます

平成24年分の所得税の確定申告を、ご本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除が受けられます(平成23年分以前に同控除の適用を受けている方を除きます)。

◆添付書類の提出を省略できます

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出、または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出、または提示を求められることがあります)。

◆還付がスピーディです

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

◆24時間いつでも利用可能です

所得税の確定申告期間中は、24時間利用可能です(メンテナンス時間を除く)。

○贈与税の申告もe-Tax

平成24年分の申告から「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できるようにしました。

○ご利用いただく前に

電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入が必要です。電子証明書の取得には、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納が必要です。その際、手数料がかかります。詳しくは、町民課(☎581・2121内線103)へお問い合わせください。

詳細はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)、e-Taxの操作に関してはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570・01・5901)へお問い合わせください。

ご存じですか? 『公売』

◆公売とは?

国税局、または税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札、または競り売りの方法により売却することです。

◆誰が参加できるの?

公売財産を所有する滞納者、国税庁、国税局および税務署の職員、公売の参加制限を受けた方を除き、原則としてどなたでも参加できます。

◆どのような財産があるの?

土地・建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車等さまざまな種類の財産を公売しています。

◆公売はどこでやっているの?

全国の国税局や税務署の公売会場で行うほか、パソコンから参加できるインターネット公売も行っています。その他、郵送で入札を受け付ける「期間入札」を行う場合もあります。

◆注意点は?

公売財産を「現況有姿」のまま売却しますので、不動産については、登記簿謄本による権利関係を確認するとともに、実際に現地に行き確認することをお勧めします。

公売財産や公売予定日等の詳細については、国税庁ホームページ(www.koubai.nta.go.jp)でご確認ください。手続きの詳細については、公売を実施する国税局・税務署へお問い合わせください。

平成24年分の所得税の確定申告について

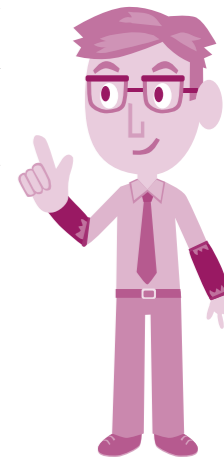
公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(※1)で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額(※2)が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

- ・所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。
- ・公的年金等にかかる雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、個人住民税の申告が必要な場合があります。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等にかかる雑所得以外の所得」の主なものとして、給与や賞与などの「給与所得」、個人年金や原稿料などの「雑所得」、株式や出資の配当などの「配当所得」、生命保険の満期返戻金などの「一時所得」があります。



所得税の確定申告をされた方は、個人住民税の申告は不要です。

個人住民税については税務課(☎581・2121内線156)へお問い合わせください。

中学生の「税」に関する作文

熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会では「税を考える週間」にあわせ「税に関する作文」を募集し、優れた作品の表彰を行っています。11月12日に熊谷文化創造館「さくらめい」とで表彰が行われました。

ここでは、寄居町からの入賞者を紹介します。(敬称略)

埼玉県納税貯蓄組合連合会優秀賞

「税金について考えたこと」

新船 美佳(寄居中3年)

寄居町教育委員会教育長賞

「税金と私たち」

森下 文乃(城南中1年)

熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

「税金と日常生活」

根岸 夏美(男衾中3年)

「税金の使われ方」

酒井 利樹(寄居中3年)

熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 佳作

「安心して生活できる仕組みを目指して」

高橋 海友(城南中3年)

寄居町長賞

「税の大切さ」

堀口 姫乃(男衾中2年)

私は、今年の夏、子宮頸がんの予防ワクチンを受けました。これは、町に住民票のある中学生の女子生徒を対象に実施されているそうです。そして、その接種料金は、一回一

万六千五百円で、三回接種する必要がありますので合計は、四万九千五百円となります。私は、一回のワクチンでこんなに高額な費用がかかることにおどろきました。そして、それは全額公費でまかなわれていることにさらに、おどろきました。

子宮頸がんの予防ワクチンの他にも私たちは成人するまで公費でまかなわれる様々な予防接種を受けます。それら全ての費用はどれだけ高額になるのでしょうか。私たちは、生まれた時から知らず知らずのうちに多くの税金に支えられてきたことを痛感します。

さて、その税金は私たちの親をはじめ大人たちが働いて納められたお金です。今の私たちは、税金による恩恵を受けているだけです。税金でつくられた学校で学ぶこともその一つです。私たちが学校で一生懸命勉強をしたり、部活動にはげんだりすることで、少しでも税金が有効に使われたことになると思います。

私は、今回税金について改めて考えてみました。税金を支払うことは、国民の義務です。国民一人一人から集められた税金が国民一人一人を支える力となるのです。税金は様々な形で私たちに返ってきます。国民が税金を納めることによって、国を支え、国も税金によって私たちの生活を支えているのです。

せっかくなので稼いだお金の中から税金を納めたり、物を買う時に税金がかかったり税金はただ納めるだけのものという勝手なイメージを持っていましたが、こんなにも税金によって支えられていることを再認識しました。

今私たちが支払うことのできる税金は消費税だけです。しかし私たちがやがて大人になります。その時は、国民の義務である納税をしつかりおこないたいと思います。私たちが国を支えていくという自覚を持ちたいと思います。いつか、私たちがこの国を支えていく時のために、税金のことや世の中のことに学んでいかなければならないと思います。

今回、税の作文を書くにあたり家族とも税について話し合ってみました。その中で、入湯税や住民税、固定資産税や自動車税、航空燃料税やゴルフ場利用税などなど、私が初めて耳にする税金の種類を教えてくださいました。それぞれにそれぞれの意義や目的があることを知り、税の大切さを考えさせられました。